

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護料金表

(1) 基本料金

①施設利用料 ※一定の所得以上の方は2・3割負担の場合があります

	多床室	1割負担	2割負担	3割負担
	1日あたりのサービス利用料金	1日あたりの自己負担額	1日あたりの自己負担額	1日あたりの自己負担額
要支援1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援2	5,610円	561円	1,122円	1,683円
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

※長期減算について・・・継続して31日を超える場合は、一日あたり30円の減算となります。(例:要介護3のとき745円→715円)

②食費 1日あたり1,450円

(ただし食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります)

	利用者負担額	
第1段階	300円	
第2段階	600円	
第3段階①	1,000円	
第3段階②	1,300円	
第4段階	1,450円	朝食 : 370円 昼食 : 530円 夕食 : 450円 おやつ : 100円

③滞在費 1日あたり多床室 915円

(ただし滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円	430円	430円	430円	915円

④サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日あたり 220円	(介護保険適用時自己負担分 22円) *1割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日あたり 180円	(介護保険適用時自己負担分 18円) *1割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日あたり 60円	(介護保険適用時自己負担分 6円) *1割負担

* 但し、職員体制により変動がある為いずれかの算定とさせていただきます。

⑤看護職員体制加算(Ⅰ)イ・・・4単位/日 (介護保険適用時の自己負担額 4円) *1割負担

看護職員体制加算(Ⅱ)イ・・・8単位/日 (介護保険適用時の自己負担額 8円) *1割負担

⑥口腔連携強化加算 ...50単位/月 (介護保険適用時の自己負担額 50円) *1割負担 ※利用時のみ

⑦夜勤職員配置加算(Ⅰ)・・・13単位/日 (介護保険適用時の自己負担額 13円) *1割負担

⑧送迎代 片道あたり1,840円 (介護保険適用時の自己負担額 184円) *1割負担 <松伏町・越谷市・春日部市・吉川市の地域>

⑨地域区分 6級地・・・10.33

⑩介護職員等処遇改善加算 Ⅱ 加算率 13.6%

⑪日常生活費 1日あたり 50円 (トイレトーパー・おしぼり・洗剤等)

⑫電気器具使用料 1日あたり 50円 (1家電につき)

⑬喫茶室(毎週水曜日) 送迎時支払い・施設利用料支払いの際

⑭金銭管理 1日あたり 80円 (やむを得ず管理をする際)

(2) その他の料金

行事参加費・行事食等(実費) ...別途料金がかかります。 *詳しくは、お問い合わせください。

(3) キャンセル料

利用開始前にお客様の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日17時までに御連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日17時までに御連絡がなかった場合	1日の自己負担額の50%

(4) 支払方法

毎回、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護終了後翌月15日までに請求しますので、請求月の28日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。お支払い方法は、金融機関からの自動引落とし・窓口支払(現金)・銀行振込とさせていただきます。

振込先銀行名 埼玉りそな銀行松伏出張所 口座番号 普通預金 0993157
口座名義 社会福祉法人松大会 特別養護老人ホーム三戸里園 施設長 金子 一男

令和6年8月1日 現在